



鳥取県公報

令和7年3月26日（水）
号外第28号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 （19）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（20）（〃）・・・・・・・・・・・・・ 18 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 （21）（教育委員会事務局博物館）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例（22）（病院局総務課）・・・・・・・・・・・・・ 35 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（23）（警察本部交通企画課）・・・・・・・・・・・・・ 36 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止する条例 （24）（産業廃棄物処理施設審査課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
-------	---

公布された条例のあらまし

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 県内における介護福祉士の充実に資するため、県内の介護福祉士養成施設における公共職業訓練を受ける者であって、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとするものに対し、新たに修学上必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることに伴い、当該資金の返還に係る債務の免除について定める。
- (2) 県内における発達障害児に対する医療体制の充実及び医療水準の向上を図るため、発達障がい児医療研究資金を新たに貸し付けることに伴い、当該資金の返還に係る債務の免除について定める。
- (3) 介護福祉士等修学資金及び特例児童扶養資金の償還の完了に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 介護福祉士修学資金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲は、次のとおりとする。

免除の条件	免除の範囲
ア 公共職業訓練を修了した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内等において介護福祉士業務等に従事し、介護福祉士業務等に引き続き3年間（知事が別に定めるところにより計算した勤務日数が540日以上である期間に限る。）従事したとき。	債務の全部
イ 県内等において介護福祉士業務等に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護福祉士業務等に従事することができなくなったとき。	

- (2) 発達障がい児医療研究資金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲は、次のとおりとする。

免除の条件	免除の範囲
ア 県立総合療育センター、県立鳥取療育園又は県立中部療育園において発達障害児に対する診療の業務に従事する医師（任期の定めのない常勤の医師であって、当該医師の職への採用に伴い新たに県内に住所を有することとなったものに限る。）となった日から起算して3年以上その業務に従事したとき。	債務の全部
イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	

- (3) 介護福祉士等修学資金の返還に係る債務の免除に関する規定及び特例児童扶養資金の返還に係る債務の免除に関する規定を削る。
- (4) 施行期日は、公布の日とする(3)に関する事項を除き、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、全ての建築物につき建築物エネルギー消費性能基準への適合義務が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 受益と負担の公平の確保を図るため、建築士事務所の登録に係る手数料の額を引き上げる。
- (3) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が制定され、特定免許状失効者等に免許状を再授与する手続が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る区分ごとの手数料を次のとおり徴収し、又は額を引き上げ、複合建築物の場合はそれぞれの区分に応じて定める金額を合計した金額を徴収する。

区分	標準評価法の場合	併用評価法の場合	簡易評価法の場合
住宅部分	36,000円～294,000円	27,000円～228,000円	18,000円～163,000円
非住宅部分（工場等以外）	238,000円～914,000円 （現行 214,000円～820,000円）	/	91,000円～455,000円 （現行 82,000円～409,000円）
非住宅部分（工場等）	24,000円～241,000円 （現行 21,000円～216,000円）	/	20,000円～231,000円 （現行 18,000円～207,000円）

- (2) 住宅の用に供する部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料について、変更後の住宅の用に供する部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する住宅の用に供する部分の床面積を加えた面積に応じ、(1)に定める額を徴収する。

- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る区分ごとの手数料を次のとおり徴収し、又は額を引き上げ、複合建築物の場合はそれぞれの区分に応じて定める金額を合計した金額を徴収する。

区分		標準評価法の場合	併用評価法の場合	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合
住宅部分	一戸建ての住宅	36,000円～40,000円 （現行 31,000円～35,000円）	27,000円～29,000円	18,000円～20,000円 （現行 16,000円～17,000円）	5,000円（現行 4,000円）
	一戸建ての住宅以外の住宅	72,000円～294,000円 （現行 63,000円～257,000円）	53,000円～228,000円	34,000円～163,000円 （現行 30,000円～143,000円）	10,000円～84,000円 （現行 9,000円～74,000円）
非住宅部分		238,000円～914,000円 （現行 208,000円～799,000円）	/	91,000円～455,000円 （現行 80,000円～398,000円）	10,000円～210,000円 （現行 9,000円～184,000円）

- (4) 建築士事務所の登録（更新の登録を含む。）に係る手数料を1件につき25,000円（現行 1級建築士事務所の場合は17,000円、2級建築士事務所又は木造建築士事務所の場合は12,000円）に引き上げる。
- (5) 手数料を徴収する教育職員免許法に基づく教育職員の免許状の授与に係る事務に、特定免許状失効者等に再び免許状を授与する場合の事務を加える。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

デジタル社会形成基本法の一部が改正され、地方公共団体の業務処理について、情報通信技術の効果的な活用が妨げられないようにするための措置を講じなければならないこととされたこと等に鑑み、博物館等において開館時間を臨時に変更する等の場合にインターネットを利用する方法により公表することを明確化する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の条例について、それぞれに定める施設において、臨時に開館時間を変更する等の場合の公表方法としてインターネットを利用する方法を加える。

ア 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例

イ 鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例

ウ 鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例

(2) 鳥取県行政手続条例の一部改正

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の聴聞の通知を公示の方法によって行う場合は、公示事項を知事等が別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を知事等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする等所要の規定の整備を行う。

(3) 鳥取県無料低額宿泊所に関する条例の一部改正

無料低額宿泊所が入居申込者に対して入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項等を、情報通信の技術を利用する方法により提供する場合に用いる記録媒体を見直す。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日とする(2)に関する事項を除き、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県立病院の診療機能の充実及び地域の医療機関との連携強化を図るため、医師及び医療技術員等の増員を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の定数を1,399人(現行 1,383人)に改める。

(2) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部が改正され、自動車の保管場所標章が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる手数料を廃止する。

ア 自動車の保管場所標章の交付 1件につき550円

イ 自動車の保管場所標章の再交付 1件につき550円

(2) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止する条例

1 条例の廃止理由

米子市淀江町小波地内の土地について、その地下水の流向等を把握するために県が行う地下水、地層及び地質の調査が終了したことに伴い、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会を廃止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例は、廃止する。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

条 例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
			<p><u>介護福祉士等修学資金</u></p>	<p>1 <u>介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年（他の介護福祉士等養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事</u>がその都度定める期間）以内に<u>介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士又は社会</u></p>	<p>債務の全部</p>

				<p>るものに対し て貸し付ける 資金</p>	<p>福祉士の業務 その他知事が 別に定めるこ れに準ずる業 務（以下「介 護福祉士等業 務」という。）に従事 し、次のいず れかの要件に 該当すること となったとき。 ア 介護福祉 士等業務に 引き続き7 年間従事し たとき。 イ 個人の家庭等において就業する 業務（以下 「在宅業務」という。）につ いて市町村 又は職業安 定法（昭和 22年法律第 141号）第 30条第1項 の許可を受 けた事業所 （以下「有 料職業紹介 所」という。）に 2,555日以 上登録し、 かつ、介護 福祉士の業 務その他知 事が別に定 めるこれに 準ずる業務</p>	
--	--	--	--	---------------------------------	---	--

(以下「介護福祉士業務」という。)に1,260日以上従事したとき。

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)において、引き続き3年間介護福祉士等業務に従事したとき。

エ 過疎地域において、在宅業務について市町村又は有料職業紹介所に1,095日以上登録し、かつ、介護福祉士業務に540日以上従事したとき。

オ 介護福祉士等養成施設への入学時に45歳以上であり、かつ、離職

				<p>して2年以内の者（以下「中高年離職者」という。）が引き続き3年間介護福祉士等業務に従事したとき。</p> <p>カ 中高年離職者が在宅業務について市町村又は有料職業紹介所に1,095日以上登録し、かつ、介護福祉士業務に540日以上従事したとき。</p>	
				<p>2 県内等において介護福祉士等業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>	
				<p>3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護</p>	<p>債務の全部又は一部</p>

						福祉士等業務に従事することができなくなったとき。
介護福祉士修学資金	県内における介護福祉士の充実に資するため、県内の介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定する学校又は養成施設をいう。以下同じ。）において職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練を受けている者で、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 公共職業訓練を修了した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士業務等」という。）に従事し、介護福祉士業務等に引き続き3年間（知事が別に定めるところにより計算した勤務日数が540日以上である期間に限る。）従事したとき。	債務の全部			
		2 県内等において介護福祉				

		士業務等に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。					
		3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護福祉士業務等に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部				
専修学校等奨学資金	社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。	債務の全部又は一部	専修学校等奨学資金	社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。	債務の全部又は一部

	特別の規定があるものに限る。)で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの(修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。)に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金				特別の規定があるものに限る。)で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの(修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。)に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金				
保育士等修学資金	県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、県内に住所を有する者の子等のうち鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける資金	略	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため保育士若しくは幼稚園教諭の業務又は第1号に掲げる施設に関する市町村の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部	保育士等修学資金	県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、県内に住所を有する者の子等のうち鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける資金	略	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため保育士若しくは幼稚園教諭の業務又は第1号に掲げる施設に関する市町村の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
					特例児童扶養資金	児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令	1 借受者の貸付金を償還すべき日(以下この項において「償還日」という。)の	債務の一部	

				(平成14年政令第207号) 附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金	属する年の前年(償還日の属する月が1月から7月までである場合にあっては、償還日の属する年の前々年)の所得が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第1項に規定する額未満であるとき。
					2 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。
発達障がい児医療研究資金	県内における発達障害児(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児をいう。以下同じ。)に対する医療体制の充実及び医療水準の向上を図るため、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立	1 県立療育機関の常勤医師となった日から起算して3年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以上その業務に従事したとき。	債務の全部		
		2 前号に規定する業務に従			

	<p>鳥取療育園又は鳥取県立中部療育園において発達障害児に対する診療の業務に従事する医師（任期の定めのない常勤の医師であって、当該医師の職への採用に伴い新たに県内に住所を有することとなったものに限る。以下「県立療育機関の常勤医師」という。）であって発達障害児に対する医療に係る研究を行うものに対して貸し付ける資金</p>	<p>事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>						
		<p>3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>					
<p>看護職員修学資金</p>	<p>県内における看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第1号若しくは第2</p>	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合</p>	<p>債務の全部</p>		<p>看護職員修学資金</p>	<p>県内における看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第1号若しくは第2</p>	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合</p>	<p>債務の全部</p>

号、第20条第1号若しくは第2号、第21条第1号から第3号まで又は第22条第1号若しくは第2号に規定する大学、学校又は養成所をいう。以下同じ。)に在学し、又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得する者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

は、当該他の看護職員養成施設)を卒業した日から2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に看護職員の免許(保健師助産師看護師法第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校又は養成所を卒業した者にあつては、准看護師免許を除く。第4号において同じ。)を取得し、かつ、病床数200床以上の病院(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設及び病床の8割以上を精神病床が占める病院を除く。以下「大規模病院」という。)以外の県内の施設において看護職員の業務に従事し、又は県内の看護職

号、第20条第1号若しくは第2号、第21条第1号から第3号まで又は第22条第1号若しくは第2号に規定する大学、学校又は養成所をいう。以下同じ。)に在学し、又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得する者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

は、当該他の看護職員養成施設)を卒業した日から2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に看護職員の免許(保健師助産師看護師法第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校又は養成所を卒業した者にあつては、准看護師免許を除く。第4号において同じ。)を取得し、かつ、病床数200床以上の病院(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設及び病床の8割以上を精神病床が占める病院を除く。以下「大規模病院」という。)以外の県内の施設において看護職員の業務に従事し、又は県内の看護職

	員養成施設において看護教員（看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事し、引き続き5年間これらの業務に従事したとき。
	略
	略
略	

備考

- 1 介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いてい
るものとみなす。
- 2 看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号及び第3号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、進学、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いてい
- 3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。
 - (1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあつては、医師養成確保奨学金（以下この項から第5項までにおいて「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に

	員養成施設において看護教員（看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事し、引き続き5年間これらの業務に従事したとき。
	略
	略
略	

備考

- 1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号及び第3号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、進学、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いてい
るものとみなす。
- 2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。
 - (1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあつては、医師養成確保奨学金（以下この項から第4項までにおいて「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に

相当する期間 (2)・(3) 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略	相当する期間 (2)・(3) 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、本則の表介護福祉士等修学資金の項及び特例児童扶養資金の項を削る改正規定並びに同表備考第1項の改正規定（「介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(302) 略 (303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。） <u>1件につき25,000円</u>				(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(302) 略 (303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。） <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u> <u>ア 1級建築士事務所 1件につき17,000円</u> <u>イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1件につき12,000円</u>			
(304)～(315の4) 略 (315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額） ア 次の(ア)に掲げる部分及び(ウ)に掲げる部分を有する建築物に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額 (ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額				(304)～(315の4) 略 (315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額） ア 次の(ア)に掲げる部分及び(ウ)に掲げる部分を有する建築物に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額 (ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額			
区分	金額			区分	金額		
	低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基	簡易評価	略		低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基	簡易評価	略

準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合（簡易な評価方法として知事が定めるもの（以下この号、第315号の7及び第315号の9において「簡易評価法」という。）によって認定する場合を除く。）	法によつて認定する場合
略	

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
適合証の添付がない場合（簡易評価法によつて認定する場合を除く。）	簡易評価法によつて認定する場合	略	
略			

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
適合証の添付がない場合（簡易評価法によつて認定する場合を除く。）	簡易評価法によつて認定する場合	略	
略			

イ～エ 略

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等

準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合（簡易な評価方法として知事が定めるものによって認定する場合（以下この号、第315号の7から第315号の9まで及び第315号の11において「簡易評価法の場合」という。）を除く。）	法の場合
略	

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
適合証の添付がない場合（簡易評価法の場合を除く。）	簡易評価法の場合	略	
略			

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
適合証の添付がない場合（簡易評価法の場合を除く。）	簡易評価法の場合	略	
略			

イ～エ 略

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等

に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の床面積の区分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分の延べ面積の合計により算定した区分とする。以下この号及び次号において同じ。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	標準的な評価方法として知事が定めるもの（第315号の9において「標準評価法」という。）によって判定する場合	簡易評価法と同様の評価方法を一部の基準について用いる方法（第315号の9において「併用評価法」という。）によって判定する場合	簡易評価法によって判定する場合
1 一戸建ての住宅			
(1) 床面積の合計が200平方メートル未満	1件につき36,000円	1件につき27,000円	1件につき18,000円
(2) 床面積の	1件につき40,000	1件につき29,000	1件につき20,000

に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

	円	円	円
合計が 200平方 メートル 以上			
2 一戸建 ての住宅 以外の住 宅（共用 部分の性 能を判定 に用いな い場合に あつて は、共用 部分を除 く。）			
(1) 床 面積の 合計が 300平方 メートル 未満	1 件につ き72,000 円	1 件につ き53,000 円	1 件につ き34,000 円
(2) 床 面積の 合計が 300平方 メートル 以上、 2,000平 方メー トル未 満	1 件につ き121,000 円	1 件につ き90,000 円	1 件につ き60,000 円
(3) 床 面積の 合計が 2,000平 方メー トル以 上、 5,000平 方メー トル未 満	1 件につ き205,000 円	1 件につ き156,000 円	1 件につ き108,000 円
(4) 床	1 件につ	1 件につ	1 件につ

面積の 合計が 5,000平 方メー トル以 上	き294,000 円	き228,000 円	き163,000 円
---	---------------	---------------	---------------

(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等(工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。)でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1 件につき <u>238,000 円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>91,000 円</u>)
2 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満	1 件につき <u>298,000 円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>116,000 円</u>)
3 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1 件につき <u>385,000 円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>153,000 円</u>)
4 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1 件につき <u>550,000 円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>247,000 円</u>)
5 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1 件につき <u>678,000 円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>323,000 円</u>)
6 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1 件につき <u>801,000 円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>388,000 円</u>)
7 25,000平方メートル以上	1 件につき <u>914,000 円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>455,000 円</u>)

(ウ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1 件につき <u>24,000 円</u> (簡

(ア) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1 件につき <u>214,000 円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>82,000 円</u>)
2 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満	1 件につき <u>268,000 円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>104,000 円</u>)
3 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1 件につき <u>346,000 円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>137,000 円</u>)
4 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1 件につき <u>493,000 円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>222,000 円</u>)
5 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1 件につき <u>608,000 円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>290,000 円</u>)
6 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1 件につき <u>718,000 円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>348,000 円</u>)
7 25,000平方メートル以上	1 件につき <u>820,000 円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>409,000 円</u>)

(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1 件につき <u>21,000 円</u> (簡

満	易評価法によって判定する場合は、 <u>20,000円</u>)
2 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満	1件につき <u>32,000円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>28,000円</u>)
3 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき <u>45,000円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>39,000円</u>)
4 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき <u>107,000円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>99,000円</u>)
5 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき <u>158,000円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>150,000円</u>)
6 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき <u>195,000円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>186,000円</u>)
7 25,000平方メートル以上	1件につき <u>241,000円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 <u>231,000円</u>)

満	易評価法の場合は、 <u>18,000円</u>)
2 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満	1件につき <u>29,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>25,000円</u>)
3 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき <u>40,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>35,000円</u>)
4 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき <u>96,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>89,000円</u>)
5 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき <u>141,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>134,000円</u>)
6 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき <u>175,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>167,000円</u>)
7 25,000平方メートル以上	1件につき <u>216,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>207,000円</u>)

イ 住宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの (アに掲げるものを除く。) アの(ア)に定める額

ウ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの (アに掲げるものを除く。) アの(イ)に定める額

エ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの (アに掲げるものを除く。) アの(ウ)に定める額

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの (アに掲げるものを除く。) アの(ア)に定める額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの (アに掲げるものを除く。) アの(イ)に定める額

エ 建築物の非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次のa及びbに定める額を合計した額

a アの(ア)の表の左欄に掲げる知事が定める方法によって算定した工場等でない非住宅部分の判定すべき面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

b アの(イ)の表の左欄に掲げる知事が定める方法によって算定した工場等である非住

(315の8) 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法第11条第2項の国土交通省令で定める軽微な変更^イに該当していることを証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 前号アの(ア)の表の左欄に掲げる変更後の住宅の用に供する部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する住宅の用に供する部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 前号アの(イ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(ウ) 前号アの(ウ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 住宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの(アに掲げるものを除く。) アの(ア)に定める額

ウ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの(アに掲げるものを除く。) アの(イ)に定める額

エ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの(アに掲げるものを除く。) アの(ウ)に定める額

宅部分の判定すべき面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 工場等でない非住宅部分の増築又は改築に係るもの(アに掲げるものを除く。)

(ア)のaに定める額

(ウ) 工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの(アに掲げるものを除く。)

(ア)のbに定める額

(315の8) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法第12条第2項の国土交通省令で定める軽微な変更^イに該当していることを証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 前号アの(ア)の表の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 前号アの(イ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの(アに掲げるものを除く。) アの(ア)に定める額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの(アに掲げるものを除く。) アの(イ)に定める額

(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額			
	標準評価法によって認定する場合	併用評価法によって認定する場合	簡易評価法によって認定する場合	適合証の添付がある場合
1 一戸建ての住宅				
(1) 床面積の合計が200平方メートル未満	1件につき 36,000円	1件につき 27,000円	1件につき 18,000円	1件につき 5,000円
(2) 床面積の合計が200平方メートル以上	1件につき 40,000円	1件につき 29,000円	1件につき 20,000円	1件につき 5,000円
2 一戸建ての住宅以外				

(315の9) 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合
1 一戸建ての住宅			
(1) 床面積の合計が200平方メートル未満	1件につき 31,000円	1件につき 16,000円	1件につき 4,000円
(2) 床面積の合計が200平方メートル以上	1件につき 35,000円	1件につき 17,000円	1件につき 4,000円
2 一戸建ての住宅以外			

<p>の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。）</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> </tr> <tr> <td>72,000円</td> <td>53,000円</td> <td>34,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> </tr> <tr> <td>121,000円</td> <td>90,000円</td> <td>60,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> </table> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> </tr> <tr> <td>205,000円</td> <td>156,000円</td> <td>108,000円</td> <td>47,000円</td> </tr> </table> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> </tr> <tr> <td>294,000円</td> <td>228,000円</td> <td>163,000円</td> <td>84,000円</td> </tr> </table>	1 件につき	1 件につき	1 件につき	1 件につき	72,000円	53,000円	34,000円	10,000円	1 件につき	1 件につき	1 件につき	1 件につき	121,000円	90,000円	60,000円	21,000円	1 件につき	1 件につき	1 件につき	1 件につき	205,000円	156,000円	108,000円	47,000円	1 件につき	1 件につき	1 件につき	1 件につき	294,000円	228,000円	163,000円	84,000円	<p>の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第35条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。）</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> </tr> <tr> <td>63,000円</td> <td>30,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> </tr> <tr> <td>105,000円</td> <td>52,000円</td> <td>18,000円</td> </tr> </table> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> </tr> <tr> <td>180,000円</td> <td>94,000円</td> <td>41,000円</td> </tr> </table> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> <td style="width: 12.5%;">1 件につき</td> </tr> <tr> <td>257,000円</td> <td>143,000円</td> <td>74,000円</td> </tr> </table>	1 件につき	1 件につき	1 件につき	63,000円	30,000円	9,000円	1 件につき	1 件につき	1 件につき	105,000円	52,000円	18,000円	1 件につき	1 件につき	1 件につき	180,000円	94,000円	41,000円	1 件につき	1 件につき	1 件につき	257,000円	143,000円	74,000円
1 件につき	1 件につき	1 件につき	1 件につき																																																						
72,000円	53,000円	34,000円	10,000円																																																						
1 件につき	1 件につき	1 件につき	1 件につき																																																						
121,000円	90,000円	60,000円	21,000円																																																						
1 件につき	1 件につき	1 件につき	1 件につき																																																						
205,000円	156,000円	108,000円	47,000円																																																						
1 件につき	1 件につき	1 件につき	1 件につき																																																						
294,000円	228,000円	163,000円	84,000円																																																						
1 件につき	1 件につき	1 件につき																																																							
63,000円	30,000円	9,000円																																																							
1 件につき	1 件につき	1 件につき																																																							
105,000円	52,000円	18,000円																																																							
1 件につき	1 件につき	1 件につき																																																							
180,000円	94,000円	41,000円																																																							
1 件につき	1 件につき	1 件につき																																																							
257,000円	143,000円	74,000円																																																							
(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>標準評価</th> <th>簡易評価</th> <th>適合証の</th> </tr> </table>	区分	金額			標準評価	簡易評価	適合証の	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>適合証の</th> <th>簡易評価</th> <th>適合証の</th> </tr> </table>	区分	金額			適合証の	簡易評価	適合証の																																										
区分		金額																																																							
	標準評価	簡易評価	適合証の																																																						
区分	金額																																																								
	適合証の	簡易評価	適合証の																																																						

	法によつて認定する場合	法によつて認定する場合	添付がある場合		添付がない場合	法の場合	添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき 238,000円	1件につき 91,000円	1件につき 10,000円	1 300平方メートル未満	1件につき 208,000円	1件につき 80,000円	1件につき 9,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき 385,000円	1件につき 153,000円	1件につき 28,000円	2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき 337,000円	1件につき 134,000円	1件につき 25,000円
3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき 550,000円	1件につき 247,000円	1件につき 84,000円	3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき 481,000円	1件につき 216,000円	1件につき 74,000円
4 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき 678,000円	1件につき 323,000円	1件につき 133,000円	4 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき 592,000円	1件につき 282,000円	1件につき 116,000円
5 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき 801,000円	1件につき 388,000円	1件につき 168,000円	5 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき 700,000円	1件につき 339,000円	1件につき 147,000円
6 25,000平方メートル以上	1件につき 914,000円	1件につき 455,000円	1件につき 210,000円	6 25,000平方メートル以上	1件につき 799,000円	1件につき 398,000円	1件につき 184,000円
<p>イ・ウ 略</p> <p>(315の10) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額（同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア～ウ 略</p>				<p>イ・ウ 略</p> <p>(315の10) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額（同条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(315の11) 建築物省エネ法第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する</p>			

部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 一戸建ての住宅		
(1) 床面積の合計が200平方メートル未満	1 件につき 31,000円（簡易評価法の場合は、16,000円）	1 件につき 4,000円
(2) 床面積の合計が200平方メートル以上	1 件につき 35,000円（簡易評価法の場合は、17,000円）	1 件につき 4,000円
2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を建築物エネルギー消費性能基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、共用部分を除く。）		
(1) 床面積の合計が300平方メートル未満	1 件につき 63,000円（簡易評価法の場合は、30,000円）	1 件につき 9,000円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1 件につき 105,000円（簡易評価法の場合は、52,000円）	1 件につき 18,000円
(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1 件につき 180,000円（簡易評価法の場合は、94,000円）	1 件につき 41,000円
(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上	1 件につき 257,000円（簡易評価法の場合は、143,000円）	1 件につき 74,000円

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1 件につき 208,000円（簡易評価法の場合は、80,000円）	1 件につき 9,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1 件につき 337,000円（簡易評価法の場合は、134,000円）	1 件につき 25,000円
3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1 件につき 481,000円（簡易評価法の場合は、216,000円）	1 件につき 74,000円
4 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1 件につき 592,000円（簡易評価法の場合は、287,000円）	1 件につき 116,000円

	平方メートル未満	合は、282,000円)	
	5 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1 件につき700,000円(簡易評価法の場合合は、339,000円)	1 件につき147,000円
	6 25,000平方メートル以上	1 件につき799,000円(簡易評価法の場合合は、398,000円)	1 件につき184,000円
(316) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項又は第16条第1項の規定に基づく教育職員の普通免許状の授与(同法第16条の2に規定する再授与を含む。)			1 件につき3,300円
(317) 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく教育職員の特別免許状の授与(同法第16条の2に規定する再授与を含む。)			1 件につき3,300円
(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与(同法第16条の2に規定する再授与を含む。)			1 件につき1,900円
(318の2)～(328) 略			
2 略			
		イ 住宅の用に供する建築物(非住宅部分を有するものを除く。)に係るもの	アの(ア)に定める額
		ウ 住宅以外の用に供する建築物に係るもの	アの(イ)に定める額
(316) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項又は第16条第1項の規定に基づく教育職員の普通免許状の授与			1 件につき3,300円
(317) 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく教育職員の特別免許状の授与			1 件につき3,300円
(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与			1 件につき1,900円
(318の2)～(328) 略			
2 略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第303号及び同項第315号の7から第315号の9までの規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第21号

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により指定した日を <u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を <u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表</u> しなければならない。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により指定した日を <u>掲示その他適当な方法により公表</u> しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を <u>掲示</u> しなければならない。</p>
<p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を <u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表</u> しなければならない。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を <u>掲示</u> しなければならない。</p>

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第2条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 知事等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事等は、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 知事等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事等は、不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規</p>

による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該知事等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を知事等が別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該知事等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該知事等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該知事等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第30条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第29条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第29条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第29条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第30条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第30条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第29条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第29条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第30条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	--

(鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例（平成28年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表</u>しなければならない。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を<u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表</u>しなければならない。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示</u>しなければならない。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を<u>掲示</u>しなければならない。</p>

(鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例（平成28年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表</u>しな</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示</u>しなければならない。</p>

ればならない。	
---------	--

(鳥取県無料低額宿泊所に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県無料低額宿泊所に関する条例（令和2年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</p> <p>8～11 略</p>	<p>(入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>8～11 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「改正法施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 第2条の規定による改正後の鳥取県行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、改正法施行日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第22号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,399人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,383人</u> とする。 2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第24号

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止する条例

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例（令和元年鳥取県条例第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県地方港湾 審議会	港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項	鳥取県地方港湾 審議会	港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項
		鳥取県淀江産業 廃棄物処理施設 計画地地下水等 調査会	鳥取県淀江産業廃棄物処理施設 計画地地下水等調査会条例 （令和元年鳥取県条例第24号）第2条に規定する事項
略		略	